◇かながわ校歌振興会会則

第一章　総則

（名称）

第一条　本会は、かながわ校歌振興会と称する。

（会員）

第二条　本会は、神奈川県立高等学校の同窓会を会員として組織する。

第二章　目的及び事業

（目的）

第三条　本会は、神奈川県内の新制高等学校及び旧制中学校等の校歌・応援歌などの伝承及び振興を図るとともに、卒業生と在校生との交流に努め、併せて会員相互の親睦を増進することを目的とする。

（事業）

第四条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　かながわ校歌祭の開催

(2)　その他必要な事業

第三章　役員

（役員）

第五条　本会に、次の役員をおく。

(1)　会長　1名

(2)　副会長　若干名

(3)　総務役員　1名

(4)　会計役員　2名

(5)　監事　2名

2　本会に、名誉会長を置くことができる。

3　役員は、総会において会員の中から選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4　名誉会長は、本会の事業に顕著な功績のあった者とし、役員会において選任する。

（役員の職務）

第六条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐する。

3　総務役員は、本会の運営、庶務及び議事録の作成、保管に関することを行う。

4　会計役員は、本会の運営、予算・決算、その他会計全般に関することを行う。

5　監事は、本会の会計等の監査を行う。

6　名誉会長は、役員会の求めに応じ、本会の事業について助言および必要な支援を行う。

第四章　実行委員

（実行委員）

第七条　本会に、実行委員を置く。

2　実行委員は、会長の委嘱を受けた会員同窓会がその中から指名し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3　会長は、会員以外の本会の目的・事業に賛同する高等学校の同窓会に対して、実行委員を委嘱することができる。

4　実行委員の互選により、実行委員長1名、実行副委員長若干名を選任する。

（実行委員の職務）

第八条　実行委員は、第四条に定める事業を遂行する。

第五章　会議

（会議の種類）

第九条　本会に、次の会議をおく。

(1)　総会

(2)　役員会

(3)　実行委員会

（総会）

第十条　総会は、本会の最高意思決定機関であり、会長が招集する。

2　総会は、毎年1月に開催し、以下の事項を協議決定する。

(1)　役員の選任

(2)　決算報告

(3)　事業計画

(4)　予算案

(5)　その他本会の運営上重要と認められた事項

3　会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を開催することができる。

4　総会は会員の過半数をもって成立し、議事は出席会員の過半数の賛成により決するものとする。

（役員会）

第十一条　役員会は、第五条に定める役員をもって構成され、会長が招集する。

2　役員会は、事業計画及び予算・決算等を審議する。

（実行委員会）

第十二条　実行委員会は、役員及び実行委員をもって構成され、実行委員長が招集する。

2　実行委員会は、次の事項を行う。

(1)　事業計画の立案と実施

(2)　その他総会で決定した事項の実施

3　実行委員会は、事業の実施にあたり、その中に幹事会を設けることができる。

第六章　顧問

（顧問）

第十三条　本会に、顧問を置くことができる。

2　顧問は、本会の事業の遂行に功績のあった者の中から、本会において　選任する。

3　顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4　顧問は、本会の求めに応じて、本会の事業について助言を行い、必要な支援を行う。

第七章　会計

（収入及び支出）

第十四条　本会の運営のための経費は、年会費（三千円）及びその他の収入をもって賄う。

2　本会の会計年度は、毎年一月一日に始まり、同年十二月三十一日に終わる。

第八章　事務局

（事務局）

第十五条　本会は、事務局を横浜市西区藤棚町二―一九七神奈川県立希望ヶ丘高等学校桜蔭会内に置く。

第九章　会則の変更

（会則の変更）

第十六条　本会の会則は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成によって変更することができる。

付　則

本会則は、平成十九年四月十四日から有効とする。

改　定　平成二十四年一月二十八日